

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

②評価調査者研修修了番号

2802・SK2024028, 0404・
S2024010, 2404・SK2024029

③施設の情報

名称：福島県福島学園		種別：児童自立支援施設
代表者氏名：山口 英樹		定員（利用人数）： 50名
所在地：福島県須賀川市森宿字中新田128		
TEL：0248-73-2514		ホームページ：
【施設の概要】		
開設年月日：明治42年4月1日（昭和31年6月15日相馬市より移転し改称）		
経営法人・設置主体（法人名等）：福島県		
職員数	常勤職員： 28名	非常勤職員： 13名
有資格 職員数	（資格の名称） 名	
	児童自立支援専門員 20名	心理判定員兼児童自立支援専門員 1名
	児童生活支援員 1名	栄養士 1名
	看護師 1名	心理判定員（非常勤） 1名
施設・ 設備の 概要	（居室数） 16室	（設備等）

④理念・基本方針

理 念：「君たちとともに」（WITHの精神のもとに）

基本方針：（福島学園運営指針から一部抜粋）

- （1）社会の健全な一員として自立できるよう育成指導に努めること
- （2）児童の健全育成が図られるよう努めること
- （3）職員は常に支援者としての資質向上を目指すこと

⑤施設の特徴的な取組

職員は、WITHの精神（子どもと一緒に汗を流して物事を考えながら支援する

姿勢)のもと、生活、学習、作業、部活などのあらゆる場面で密接な関わりをもち、そのようにして得られた信頼関係を基盤に指導支援につなげるものであり、子どものそれぞれの課題に応じて、心理的なケアも含めたきめ細かな個別支援の取り組みを行っている。

また、児童自立支援施設は児童福祉の最後の砦とも考えられており、他の施設などで不適応となった子どもについても、最大限受け入れるように努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年 8月 1日（契約日） ～ 令和8年 2月10日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	4回 （令和4年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 職員の教育・研修の実施について

職員の研修履歴一覧表を作成し、できるだけ全員が研修の機会が得られるよう努めている。年度当初に、学園長、副学園長と指導支援課長が協議して外部研修の受講者を選定し、年間研修計画を定めている。毎月、職員会議のなかで各職員が持ち回りで講師となり内部研修を行っている。また、発達障がいの子どもの数が増えていることから発達障がい者支援センターの医師を招いて所内研修会を開催している。その他に国立武蔵野学院や全国児童自立支援施設協議会の研修、県社会福祉協議会や県自治研修センターの階層別・テーマ別などの外部研修に参加している。研修案内は、その都度職員に回覧し、希望者は出張扱いで参加できるようにしているなど職員の教育・研修に取り組んでいる。

2. こどもの自主性を尊重した取り組みについて

各寮に自治会があり、行事や生活上の課題について意見を吸い上げ企画運営に活かしている。自治会の議長や記録係は児童が担い、職員のサポートを受けながら、自主運営し、自立心や協調性の育成に努めている。行事なども実行委員会を設け、立候補制でこども委員が入り、寮の意見を吸い上げ企画や運営に活かすなど、社会のルールを学ぶ機会としている。起床時間など生活ルールもこどもの状況に応じ無理強いすることなく柔軟に対応し、身につくよう側面から支援している。

3. 支援の開始・過程におけるこどもや保護者等への説明について

入所の措置決定にあたり、児童相談所から施設の概要や生活支援について説明が行われている。支援の開始・過程においては、関係機関と連携を図りながら、「学園のしおり」「寮のきまり」に沿って、園での生活に関する詳細な説明を行っている。文書にはルビが振られているものも用意されている。理解が難しいこどもには、都

度職員が口頭やイラストを用いて説明を行っている。

◇改善を求められる点

Ⅰ. 公教育の導入について

学校教育は導入されておらず、学校教育に準じた教育を園内で実施している。学期ごとに学校用と家庭用の連絡票を作成し、原籍校へ情報提供を行うほか、原籍校教員が来園して進路相談を行っており、退園時にスムーズな復学や受験を行える工夫をしている。そのほか、受験生は毎月実力テストを実施し、原籍校にその結果を送付し進路決定の参考にしている。

しかし、学校教育導入に向けて、主管課、県教育委員会、須賀川市教育委員会と勉強会や園内でワーキンググループを設け検討を長年しているが、いまだに導入に至っていない。他県の児童自立支援施設で導入が進んでおり、こどもの公教育を受ける権利を保障するためにも、早急に導入することが望まれる。

Ⅱ. こどものプライバシー保護に配慮した支援について

入所前に「知っておこう わたしの権利」と題した「子どもの権利ノート」を配布し、人として尊厳が守られ幸せに生きる権利があること、学園での生活がイメージできるよう資料を用いて丁寧に説明を行っている。日常的な生活の場面においては、こどものプライバシー保護に配慮した支援に努めている。一方、ハード面については、建物の設計構造が古く個室化は進んでいないため課題が残る。今後、規定・マニュアル等において、こどものプライバシーに配慮した取り組みを明記されることを期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回は、多角的な視点から当施設の運営および児童支援の現状を精査いただき、誠にありがとうございました。日々の業務を振り返る大変貴重な機会となりました。評価を通じて、当施設の強みを再認識させていただいた一方、日々の業務の中では見落としがちな課題も明らかになりました。

評価結果を真摯に受け止め、職員一丸となって改善に向け検討を行うなど、さらなる児童福祉の向上に努めて参ります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
＜コメント＞ 理念と基本方針が明文化され、新任職員の研修や年度初めの職員会議で理念と基本方針を説明し周知している。また、福島学園運営指針に記載して職員は共有システム（パソコン）で閲覧できるようになっている。理念や基本方針に基づき年度ごとの学園の目標を策定し職員間で共有しながら実践に繋げている。保護者やこどもには「福島学園のしおり」に理念を記載し、入園式で基本方針とともに分かりやすく説明している。 なお、子どもや保護者に配布している「福島学園のしおり」に基本方針も記載し、趣旨を理解できるよう分かりやすく表示することが望まれる。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
＜コメント＞ 本庁（県児童家庭課）や全国児童自立支援施設協議会からの通知で社会福祉事業全体の動向を把握している。県主催の児童福祉施設長会議、武蔵野学院等での新任施設長研修や全国児童自立支援施設協議会の会議で情報を得ている。市の地域福祉計画は、策定時に市の担当課長が来所のうえ計画内容を説明してくれて把握することができている。県主催の会議では県の基本計画や福祉施設を取り巻く環境やこどもの変化について説明を受けてい		

る。県立の施設のため県の予算配分のなかで運営されており、コスト分析は行っていない。 なお、児童自立支援施設として小規模化や家庭的環境の養育が求められているなかで今後の運営のあり方について検討することが望まれる。		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 職員定数の増員と学校教育の導入や施設の老朽化に伴う改修や修繕が課題となっている。入所するこどもは非行、虐待、障がいなど、多様化しており、ファミリーソーシャルワーカー（福祉職員）などは専任職員の配置が課題となっている。 なお、学校教育の導入に伴う課題はワーキンググループでの検討が終了し、結果を県児童家庭課に提出しているが実現には至っていない。今後、老朽化への対応や「福島県社会的養育推進計画」に基づく高機能化、多機能化さらには学校教育の導入など諸課題について、施設単独で取り組むことは難しく、県児童家庭課と連携し検討することが望まれる。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 県の中・長期計画「福島県保健医療福祉復興ビジョン」や国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき運営している。 なお、それらの計画は県として児童福祉や子育て全般の計画となっており、福島学園に関する計画は触れられていない。福島学園としての将来を踏まえ、諸課題への取り組みを長期視点で実現していくため、中・長期的なビジョンを県本庁部局と協議・検討し、県の計画に組み入れていくことが望まれる。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 単年度の事業計画は、単年度の「福島県保健福祉部事業計画書」に基づき策定している。また、単年度の事業計画は実行可能な内容になっており、できる限り数値目標を掲げ、評価できるように努めている。収支予算は、県の予算配分の中で学園の事業ごとに予算を立てている。 なお、県の中・長期計画に福島学園に関する具体的な記載がないため、中・長期計画を踏まえた単年度計画を策定していると言い難く、福島学園の将来ビジョンを含めた中・		

長期計画の策定が望まれる。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①・b・c
<コメント> 事務分掌で各事業の担当者が決められており、担当者が事業報告を踏まえ次年度の予算要求書と事業計画案を提出し、企画委員会議で各予算要求の内容や事業計画案を審議し調整を図り、臨時職員会議で報告している。確定した次年度の事業計画は3月の臨時職員会議で計画書を配布のうえ説明を行い、職員への周知を図っている。年末に児童家庭課から補正予算の照会があり、必要に応じて事業の見直しを行っている。また、事業自体で変更する事由が生じた段階で企画委員会議において検討を行い、事業の見直しや変更を行っている。		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント> 入園時に「福島学園のしおり」を子どもや保護者に配布し、行事等の年間計画を説明している。こどもには日課、週間予定やルールを説明している。また、こどもには月ごとの行事計画の予定表を掲示し、その都度内容を説明している。寮で新聞を作って行事を分かり易く記載しこどもに周知している。 なお、事業計画はこどもや保護者に周知していない。学園の事業に対する理解や協力を促すために主な事業計画を分かりやすく表現して子どもや保護者へ周知することが望まれる。		

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①・b・c
<コメント> 玄関や各寮に意見箱を設置し、出された意見に基づき内容を検討し、改善を要するものは速やかに改善を図り、各寮にプライバシーに配慮したうえで内容や対応を掲示してこどもに周知している。また、一人ひとりのこどもの自立支援計画書を作成し、支援方法の質の向上を図っている。入所後1カ月、その後3か月ごとに寮担当者会議で検討し次の計画に反映させて質の向上を図っている。寮担当者会議の結果を企画委員会議に報告し、調整を図っている。 また、毎年第三者評価基準に基づき各個人が自己評価を行い集計して全体の自己評価を		

まとめ、職員会議で報告し課題を認識出来ている。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<コメント> 毎年、第三者評価基準に基づく自己評価を行い、各項目ごとの課題を抽出し明確にしている。職員会議で自己評価の集計結果と課題を配布し、説明をしている。 なお、課題の抽出が行われ対応可能なものは改善を図っているが、改善策や改善計画を作成し改善に向けた取り組みまでは行っていない。明確になった課題について職員参画のもとPDCAサイクルに基づく改善策や改善計画を作成し改善を行う仕組みづくりが望まれる。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<コメント> 年度当初の職員会議で学園長の役割と責任や運営方針について説明している。普段から職員会議や企画委員会会議を通じて学園の方針を伝えている。また、毎朝の引き継ぎに参加し、日頃気になっている点などについて話を行い、職員へ注意を促している。有事における学園長の役割や責任、不在時の権限委任は、「福島学園運営における危機管理要綱」に明記され、職員へ周知が図られている。		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 学園長は、県や全国児童自立支援施設協議会からの通知、全国児童自立支援施設協議会の研修会、同東北北海道ブロック協議会の研修会、県の児童福祉施設長会議、県保健福祉部出先機関の長会議などで遵守すべき法令等の情報を得て学んでいる。職員会議で、上記会議や研修会の伝達を行い、交通事故も含めたコンプライアンスの周知に努めている。また、自ら所内研修の講師となり、コンプライアンスや子どもの権利擁護の重要性について職員への浸透を図っている。		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		

12	Ⅱ—1—(2)—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 学園長は、毎日「朝の打合せ会議録」と「寮日誌」の内容を確認している。自らこどものクラブ活動に参加し、バドミントンなどの指導をしながらこどもの様子や職員の支援内容について観察している。また、毎週、個々のこどもの「行動観察」の指導内容を確認し、それぞれ担当職員から状況を聞き指導や指示を行っている。学園長は企画委員会、自立支援会議、給食連絡会議、学習指導者会議に参加し、ケース内容や処遇方針の現状について把握し、積極的に発言して指導力を発揮している。さらに、インターネットで情報を収集し、自己研鑽に努めている。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 令和7年度から心理判定員が要望どおり男女2名の職員配置となった。社会的養護のニーズに応えるため県の児童家庭課に対し、人事ヒアリングを含め事あるごとに定数見直しや専門職の人員要求を行い、定数増の必要性を訴えている。また、交代制勤務の業務の見直しを行い、勤務割の時間等の検討を行い、業務の効率化を図っている。		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・②・c
<コメント> 県立施設のため、職員定数が定められている。人事ヒアリングにおいて「事務職員1名、ファミリーソーシャルワーカー（福祉職）1名、児童自立支援専門員1名、看護師1名、心理判定員1名の定数増を要望している。人事は本庁が所管しており、採用や人事配分は本庁が行っている。非常勤生活指導補助員（夜間指導員）などの非常勤職員は福島学園でハローワークに募集をかけている。 なお、入所する子どもの変化に対応できるよう専門職員を確保できるよう必要性への理解を深め人事要求等を継続することが望まれる。		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
<コメント> 期待する職員像は、理念や人事基準、県の服務規程に示されている。人事評価は業績評価と能力評価を含む内容で副学園長が1次評価者、学園長が2次評価者として客観的な評価を実施している。業務評価は上期と下期の年2回評価を行い、上期と下期ごとに職員が		

目標設定を行い、達成度を３段階で評価し、評価者はコメントを記入して本人にフィードバックして、次年度の目標に反映させるＰＤＣＡサイクルに基づく職員の育成や総合的な人事管理を行っている。		
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①・b・c
<コメント> 職員の超過勤務時間数は毎月集計して、月４５時間を超える職員については面接して内容や要因を確認し縮減に取り組み、県福利厚生室に報告している。また、毎週水曜日のノー残業デー、金曜日のリフレッシュデーに定時退勤を促している。全体的に年休取得は少ないが、多い職員についてはその都度集計を行っている。毎年、職員の定期健康診断を実施し、要精検となった職員には精密検査受診の計画書の提出を義務付けして受診を促している。ストレスチェックを年１回実施し、結果は本人に通知され県福利厚生室の産業医の受診が可能になっている。職員の相談窓口は県福利厚生室の職員相談室になっており、いつでも相談できる体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 人事評価表のなかで目標を設定し、実施内容を確認し評価する目標管理を行っている。県の保健福祉部の事業計画に基づき学園の目標を立てるように職員へ指導を行っている。当初に職員と面談を行い職員と話し合って目標や目標項目、目標水準を決めている。進捗状況の確認について中間面接は行っていないが、業務のなかで確認やアドバイスを行い進捗管理と育成を図っている。 なお、現在の一般職を想定している目標管理制度については、業務の特殊性を踏まえ福祉専門職の専門性を育てる観点で目標の設定や評価の仕方を検討することが望まれる。		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	①・b・c
<コメント> 職員の研修や資質向上の基本方針は、福島学園基本方針や福島学園職員研修要領で定めている。年度当初に、学園長、副学園長と指導支援課長で協議して外部研修の受講職員を選定し年間研修計画を定めている。毎月、職員会議のなかで各職員が持ち回りで講師となり内部研修を実施している。また、発達障がいのあるこどもが増えていることから発達障がい者支援センターの医師を招いた研修を含め支援するための研修を年４回開催している。国立武蔵野学院や全国児童自立支援施設協議会の研修、県社会福祉協議会や県自治研修センターの階層別・テーマ別研修などの外部研修に参加している。また、新任職員には職場内研修を１日実施し、経験のある先輩職員が付いて半年を目安にＯＪＴを実施して育成に努		

めている。		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉖・b・c
<コメント> 職員の専門資格は履歴書や職員調書に記載して管理している。また、職員の専門資格や研修履歴を一覧表にまとめて整理している。研修履歴の一覧表で各職員の研修実績を確認し、できるだけ全員が研修の機会が得られるようにしている。年間研修に基づき計画的に研修を実施しているが、その他に研修案内はその都度職員に回覧し、希望者は出張扱いで研修に参加できるよう配慮している。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉗・c
<コメント> 実習生受け入れ要領を作成している。実習生のプログラムは、事前に養成校と協議してその都度プログラムを作成している。養成校の実習指導教員が来所し、実習内容やプログラムの確認や調整を行い連携を図っている。 なお、実習指導者の研修を受講していないため受講が望まれる。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉘・c
<コメント> 児童相談所の措置で入所する施設であり、秘匿性やプライバシー保護の必要性からホームページは作成していない。苦情・相談の体制は、入園時に保護者へ口頭で説明し、玄関に掲示して周知している。各寮に意見箱を設置し、こどもから出された苦情や解決の内容はプライバシーに配慮のうえ各寮に掲示して周知している。 なお、情報公開に当たっては、こどものプライバシーの保護や秘匿性に配慮しながら、学園のサービス内容などの透明性を確保するために情報公開の在り方の検討が望まれる。		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉖・b・c
<コメント> 事務、経理や契約のルールは財務規則により厳密に規定されており、適正に執行されている。2年に1回の県出納室による財務事務検査や県監査委員事務局監査を受け結果は県		

議会へ報告・公表している。また、四半期ごとに財務関係のリスク評価シートを県出納室へ提出し審査を受け、内部統制を図る制度が実施されており、公正かつ透明性の高い適正な経営や運営が図られている。

Ⅱ—４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 地域との関わり方の基本的な考え方は、福島学園運営指針の重点目標の「地域社会との連携強化」で示して、地区更生保護女性会のボランティアを定期的に受け入れている。2カ月に1回買い物訓練を実施し、職員とともに近隣の商店に買い物に出かけている。理髪も職員の見守りのもと市内の床屋に出かけている。また、毎年、地域の人を招く園遊会を開催したり、林檎収穫の手伝いに出かけたりなど地域住民との交流の機会を設けている。 なお、交流の機会が限られているため、子どものプライバシーに配慮しながら地域との交流を広げる取り組みが望まれる。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ボランティア受入要領を定め、登録手続きや事前説明等について記載している。毎月1回、更生保護女性会が雑巾縫いや草むしりなどのボランティアに来所している。更生保護女性会には事前に注意事項やこどもの特性について説明し、毎年2月に開催している懇談会でも説明を加えている。地域の学校との交流や体験学習の受け入れは、入所児童のプライバシーの保護の問題や発達障がいのあるこどもが多く入所していることからリスク管理の面から困難な状況にある。 なお、ボランティアの受け入れは更生保護女性会に限られており、入所しているこどもの社会経験や交流を増やすためにも、こどものプライバシーや特性に配慮しながら、幅広いボランティアの受け入れや学校との交流を図る取り組みが望まれる。		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> 緊急連絡網の裏面に関係機関の名称や電話番号を一覧表にして明示している。児童相談所とは3か月ごとに入所児に係る自立支援検討会を福島学園で開催している。毎年1回、市官公庁連絡会議（市と県出先機関で構成）、県主催の再犯防止連絡会議（県児童家庭		

課、警察署、保護司会、福島学園、高齢福祉、障害福祉、精神障害担当で構成）に参加している。また、入所児に関する要保護児童対策地域協議会に出席し、関係機関と連携を図っている。関係機関との会議の内容は職員会議で説明し周知している。		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 地域の福祉ニーズは、市官公庁連絡会議や要保護児童地域連絡協議会、児童相談所との定期的な会議などを通して把握している。また、ボランティアで毎月来所している更生保護女性会との懇談の中で情報を得ている。 なお、秘匿性やこどものプライバシーの保護を優先する余り地域の福祉ニーズの把握まで取り組まれていないため、地域の福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> 市の指定を受け、災害時の指定緊急避難場所としてグラウンドを被災住民に開放することになっている。以前は子どもたちが定期的に近隣のごみ拾いを行っていたが、現在は実施していない。 なお、指定緊急避難場所としての食糧や物品の備蓄、訓練を行っていないため、災害を想定した備蓄や訓練など具体的な取り組みが望まれる。また、地域の福祉ニーズの把握を行い、ニーズに基づく学園の専門性を活かした公益事業の実施が望まれる。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—１ こども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① こどもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 「君たちとともに」（WITHの精神のもとに）を運営理念とし、年度当初に学園長が説明を行い職員間での共有を図り、園内各所に掲示するとともに、学園のしおりでも明記している。こどもの人権を大切にし、自己肯定感を高め、こどもの主体性を尊重した基本方針を示している。生活支援において、こどもの最善の利益を目指してこども本位の支援に努めている。毎年度、理念を基に振り返りを行い、ケース会議においても理念に基づいた支援となっているか確認を行っている。		

29	Ⅲ—１—（１）—② こどものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 入所前に、「知っておこう わたしの権利」と題した「子どもの権利ノート」を配布し、人として尊厳が守られ幸せに生きる権利があること、学園での生活がイメージできるよう資料を用いて丁寧に説明を行っている。日常的な生活の場面においては、子どものプライバシー保護に配慮した支援に努めている。 なお、ハード面については、建物の設計構造が古く個室化は進んでいないため課題となっており、老朽化を踏まえた検討の中で課題として取り組むことが望まれる。また、規定・マニュアル等において、こどものプライバシーに配慮した取り組みを明記されることを期待する。		
Ⅲ—１—（２）支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① こどもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞ 入所時に、施設概要や指導概要、年間行事や日課表など、学園での生活がイメージできるよう図や写真入りのパンフレットを用い、こどもと保護者の特性に配慮しながら丁寧に説明を行い、同意を得ている。入所予定の保護者から見学の希望があった時には適宜受入れ丁寧な対応を図っている。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞ 入所の措置決定にあたり、児童相談所から施設の概要や生活支援について説明が行われている。支援の開始・過程においては、関係機関と連携を図りながら、「学園のしおり」「寮のきまり」に沿って、園での生活に関する詳細な説明を行っている。文書にはルビが振られているものも用意されている。理解が難しいこどもには、都度職員が口頭やイラストを用いて説明を行っている。		
32	Ⅲ—１—（２）—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ 措置変更にあたっては、支援基本プログラムに沿って、事前に関係機関と密に連携を図り、運営指針に基づき「退園協議書」を作成し、こどもの支援の継続性を損なわないよう引継ぎや送りを行っている。退園後も相談できることを「学園のしおり」に明記している。 今後は、担当窓口や連絡先を、カードを用いるなどして書面で伝えられることが望まれる。		

Ⅲ―１―（３）こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ―１―（３）―① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 子どもたちの意見は、面談や日常生活の中で担当職員が聞き取るとともに、週１回開催されるこども主体の自治会での意見交換や毎月アンケート調査を実施し子どもの満足度の把握に努めている。更に、玄関、各寮に意見箱を設置している。除毛の回数を増やして欲しいなど、子どもから出た意見は、各部署で慎重に検討し、最大限対応できるよう取り組んでいる。		
Ⅲ―１―（４）こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ―１―（４）―① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①・b・c
<コメント> 学園における苦情対応マニュアルが作成され、入所時に保護者や子どもたちに説明を行っている。入所前に配られる「子どもの権利ノート」には、苦情解決の仕組みを明記し、第三者に相談できる仕組みがあることを分かりやすく説明している。苦情の申し出があった場合には、第三者委員へ報告し意見をもらい、文書で分かりやすくこどもに対応方法を伝えるなどフィードバックが行われている。こどもが出した意見を丁寧に受け止め、自分の意見を伝えてもよいという体制が確保されている。		
35	Ⅲ―１―（４）―② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	①・b・c
<コメント> 意見については、いつでも寮職員と面談できることを伝え、心理判定員との面談の中でも相談できることを伝えている。それでも問題が解決しない場合、児童相談所や第三者委員などへの相談が可能であることも説明している。これらの仕組みは、こどもが所持している「子どもの権利ノート」に連絡先も含めて詳細に明記されている。相談は各寮指導員室で、他の人から聞こえないよう、プライバシーに配慮した静かな環境で話ができるように工夫されている。		
36	Ⅲ―１―（４）―③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
<コメント> 相談や意見に対応する「福島学園意見箱の設置・運営要領」、「意見箱の運営フロー」が整備されている。相談や意見は記録し、内容に応じて緊急性の判断を行い、寮連絡会議や企画委員会などで共有し対応を検討している。寮で飲むお茶の量など、細かな生活ルールにおいても、書面化し丁寧にこどもに回答し、寮内で共有するなど、こどもからの相談や意見に対し、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組んでいる。		

Ⅲ—１—（５）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①・b・c
<コメント> 危機管理要綱に基づき、事故発生時の対応と安全確保について、マニュアルが整備されている。事故報告やヒヤリハットは、朝礼での申し送りの他、書面で全職員が共有し、事故の未然防止・再発防止を図っている。企画委員会がリスクマネジメント委員会を兼ねており、事故の発生要因を分析し、改善策を検討すると共に、無断外出の際には本庁にも報告するなどリスクマネジメントの体制が構築されている。		
38	Ⅲ—１—（５）—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 感染症予防および対応に関する各種マニュアルが策定され、保健衛生担当者を配置している。看護師を中心とした予防や発生時の対応に関する研修会の実施や感染症の流行情報を適宜発信するなど注意喚起を促している。毎日の検温とアルコール消毒を徹底し、発生予防や感染拡大防止に努めている。更に、保健所や嘱託医と連携を図り、助言・指導のもと安全確保のための体制を整備している。		
39	Ⅲ—１—（５）—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・②・c
<コメント> 「非常時優先業務」（BCP）を策定し、消防計画に沿って、防災管理組織編成表や防災編成表が作成されており、年１回消防署立会いの総合訓練の他、毎月あらゆる災害を想定した避難訓練を行っている。管理栄養士を中心に、米や缶詰、水などの非常食を３日分、献立表と共に備蓄している。 今後は、学園の特性に配慮しつつ、避難訓練時に地元行政や自治会など関係団体と連携を図ることを期待する。		

Ⅲ—２ 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・②・c
<コメント> 運営指針で作業指導や学習指導、体育指導や各行事などについて、標準的な実施方法が文書化されている。また、寮生活のきまりでも、日常生活の支援方法について明記している。管理職や心理判定員、寮長が参加する企画委員会において、こどもの状況を踏まえ		

ながら毎月標準的な支援の実施方法について見直しを図っている。 今後は、こどものプライバシーへの配慮について業務手順に明記することが望まれる。		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<コメント> 毎年度、運営規程の見直しと共に、標準的な支援の実施方法について見直しを行っている。また、ケースに応じて、毎日の申し送りや各会議などから出た情報を基に適宜見直しを図っている。学園生活の安心と安全が確保されるよう、規律を維持しつつ、個々の特性に応じて見直している。		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	①・b・c
<コメント> こどもの特性や状態に応じて、こどもの意見やニーズを聞き取りながら、学校や児童相談所と協議をし「自立支援基準及び児童評価基準」に基づき各段階に応じたアセスメントを行い、自立支援計画を策定している。毎月寮担当者会議でアセスメントを行い、企画委員会、自立支援会議で自立支援計画の変更・修正を行っている。ケースによっては、主治医から意見を聞き取りながら他職種が連携を図り計画を策定している。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<コメント> 自立支援検討会議実施要領に基づき、児童相談所などと3ヶ月毎に自立支援検討会を開催し、目標の妥当性や具体的な支援方法について評価・見直しを行っている。これまでの経過に配慮しつつ、こどものニーズを分析し、変更が生じた時には、課題解決に向け自立支援計画を見直している。また、緊急に変更する場合には、迅速に児童相談所や保護者と連携を図り計画の見直しを図っている。		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① こどもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<コメント> 福島学園自立支援規程により、「寮日誌」「行動観察記録」などの様式を定め、「ケース記録の書き方」により記録に差異が生じないよう手書きで作成している。職員間の引継ぎと共に、園全体の朝礼で申し送っている。寮日誌はパソコンより出力し回覧を行い、施設全体で共有を図っている。今後、コスト削減や業務効率化を図る意味でも、記録の方法についてパソコンを活用しネットワーク化されることを期待する。		

45	Ⅲ—2—（3）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<コメント> 記録管理責任者を明記し、「福島学園自立支援規程」で個人情報の保護を規定している。個人の情報開示や記録の保管、廃棄など、県の規程を準用している。退所児童の記録は、永年保存とし、施錠できる部屋で管理している。各職員は入職時に情報管理に関する誓約書を提出している。こどもや保護者には、入所時に個人情報の取り扱いについて、書面で説明を行っている。		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・①・c
<コメント> 福島学園運営理念のもと福島学園基本方針が定められ、重点目標として人権を大切にした支援を掲げている。職員によるこどもへの個別面談や各寮会議の中で人権への配慮が十分なされているか確認がなされている。こどもからの相談や意見・要望を把握して支援に活かしている。各寮担当者会議の中で職員の支援について適切だったか振り返る機会を持ち寮長がアドバイスを行って権利擁護に努めている。 なお、令和4年度の児童福祉法改正で位置づけられた外部の意見表明支援員の制度の導入はされていないので導入が望まれる。		
A②	A—1—（1）—② こどもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	①・b・c
<コメント> こどもへの行動制限は「特別指導実施要領」に基づき、対象となる行為、手続きが定められている。「振り返り日課」、「内省日課」、「個別日課」を学園内で協議のうえ実施している。こどもに指導の目的を伝え、日課指導や振り返りを行う中で内省を深めている。指導は、こどもと職員との信頼関係につながる視点で実施している。特別指導の実施は、児童相談所担当児童福祉司に伝えるとともに、保護者にも伝えている。特別指導については、児童相談所職員も参加する自立支援検討会議で評価し自立支援の見直しに繋げてい		

る。		
A③	A—1—(1)—③ こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、分かりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 福島学園運営理念、福島学園基本方針については、入所時の「入所のしおり」などを用いて、説明している。意見箱や第三者に困りごとを相談できることも伝えている。また、寮自治会の中で苦情や要望を把握している。 なお、児童相談所で配布している「子どもの権利ノート」についての説明や学習の機会は持たれていないので職員と一緒に読み合わせをするなど権利やそれに伴う義務など年齢に応じた学習する機会を持つことが望まれる。また、こどもの権利擁護について外部研修などに参加した職員による伝達研修は実施しているが、研修計画に入っていないので第三者委員の弁護士等専門家による研修機会を持つことが望まれる。		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(2)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 「福島県被措置児童等虐待対応マニュアル（福島県保健福祉部こども未来局作成）を踏まえ「被措置児童等虐待対応のマニュアル」を作成し、適切な自立支援に努めている。園内会議に於いて園長が直接虐待禁止を伝え、根絶に努めている。副園長からも職員会議で不適切なかかわりの事例を周知している。また、今年度から園長が「子どもの権利を守る職員チェックリスト」の様式を作成し、年2回職員の自己チェックを実施し、集計を分析して支援に生かす取り組みを始めている。 なお、こどもが声を出せるよう不適切な支援や虐待について、具体的かつ分かりやすい内容で周知する機会は持っていないので学習機会を持つことが望まれる。		
A—1—(3) こどもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A—1—(3)—① こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
<コメント> 各寮に自治会があり、行事や生活上の課題について意見を吸い上げ企画運営に活かしている。自治会の議長や記録係はこどもが担い、職員のサポートを受けながら、自主運営し、自立心や協調性の育成に努めている。行事なども実行委員会を設け、立候補制でこども委員が入り、寮の意見を吸い上げ企画や運営に活かすなど、社会のルールを学ぶ機会としている。起床時間など生活ルールも子どもの状況に応じ無理強いすることなく柔軟に対応し、身につくよう側面から支援している。		
A⑥	A—1—(4)—① こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・b・c

＜コメント＞

退所については、「福島学園自立支援規程」に継続した指導について定められ、児童相談所、原籍校、保護者と連携して退所後の関係先との調整を進め支援プログラムを作成している。退園後１年を目安に電話、訪問などを行い、地域での生活を支援している。必要があれば市町村の要保護児童対策地域協議会につないで各機関と連携した支援に取り組んでいる。退所児童報告書を作成し児童相談所に報告して情報共有をしている。退所後も問題があれば一時保護委託制度の利用を可能としている。通所支援制度についてはニーズがあれば対応する予定はあるが、通学や就労などは、地理的条件もあり希望することもはない。

A—2 支援の質の確保

A—2—（１）支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	①・b・c
＜コメント＞ 日常生活の中で、職員は理念である「君たちとともに」の精神を実践し、寮という小集団の中で一人ひとりと関わり、思いや要望、悩みや困りごとを表情や面談から把握して、こどもとの信頼関係づくりに努めている。また、夜勤の時は入所後間もないこどもに積極的に個人面談を行い安心できる環境づくりを行っている。日常的な関わりを通じてこどもの内面に触れ、分かってもらえる、話してもいいという関係ができ、心の成長や信頼関係づくりに繋がっている。難しいケースでは心理判定員など専門職と連携して関係づくりに取り組んでいる。		
A⑧	A—2—（１）—② こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・②・c
＜コメント＞ 「寮生活の決まり」を設け、生活上の約束やマナーを丁寧に説明している。日課を通して約束を守ることを通じ、社会のルールを尊重する規範意識の醸成に努めている。各寮の会議でルールや生活の仕方などについて話し合い、変更にも対応している。 なお、買い物などの外出行事や園外職場体験などで体験の機会を設けているが、ボランティアも限られ地域との交流機会は少なく、社会参加の機会を通じて成長発達を促す観点から、地域との交流を広げる取り組みを期待したい。		
A⑨	A—2—（１）—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	③・b・c
＜コメント＞ 加害行為があった時はタイミングを逃さず、寮職員が面談を行い、加害行為の振りかえ		

りを行い、自分の行為に向きあい、話し合う機会を設け指導している。心理判定員は心理面接を行うほか性暴力治療プログラム、SST等の心理療法を通じて被害者感情への洞察や本人や家族に立場を置き換えて考えさせることにより内省の深まり、再犯防止につながるよう継続した支援を行っている。寮担当者会議には心理職も入り対応について評価・検証を行い、支援方針を共有して支援している。必要があれば、精神科医師（嘱託医）による面談を通じて助言をもらい支援方針に反映させている。		
A—2—（２）食生活		
A⑩	A—2—（２）—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	①・b・c
<コメント> 食事の献立は栄養士が立て、調理は委託業者が行なっている。毎月リクエストメニューを第一希望から第三希望まで取り、希望の多いメニューを取り入れている。献立は各寮に掲示されリクエストメニューの時は分かるように表示している。学園の畑でこどもたちが育てた野菜も調理材料となるほか、イカ人参、冬至カボチャ、餅などの季節の伝統食なども提供している。食器も食洗機器に耐えられるメラミン製であるが、イラスト入りの食器を購入しこどもたちに親しみを持たせている。年齢やこどもの特性に合わせ普通盛り、小盛りと食事の量を選べるようになっている。テーブル拭きや食後の片付けなどをこどもの役割とする他、寮で調理する機会を設けるなど、家庭科授業で調理実習等調理技術を学ばせている。		
A—2—（３）日常生活等の支援		
A⑪	A—2—（３）—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	①・b・c
<コメント> 衣服は入所時に自分の衣類を持ってくるが、足りなかったり、入所後に必要となったりするときは、学園で購入している。被服担当職員がほころびやボタン付けなどこどもと一緒に簡単な修繕を行っている。居室に個人ごとの収納箆笥があり、衣類の整理や保管の仕方なども適切に整理整頓できるよう指導している。洗濯機が数台あり、こどもも自分で洗濯できるようになっている。		
A⑫	A—2—（３）—② 居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・②・c
<コメント> 居室は3人部屋となっているが、こどもの入所人数に合わせ、二人か一人で利用している。新しく入所したこどもは、ホール側として職員の目が届くようにしている。こどもの相性によって同室となる子どもを決めている。毎日入浴ができ清潔が保たれている。リビングにはソファ、本やCD、テレビなどがあり自由にくつろいで過ごせるようになっている。		

なお、寮自体が集団生活を前提とした構造となっており、着替えなどプライバシーへの対応はできていない。常時職員の観察が必要なためカーテンで仕切ること難しく、中学生や高校生などには個室対応できる環境づくりやＬＧＢＴＱなどの障がい特性を持ったこどもへの対応など環境面での検討が望まれる。		
A⑬	A—２—（３）—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	①・b・c
<コメント> 体育に剣道や水泳を取り入れるほか、部活として男子は野球、女子はバドミントン、卓球部があり練習の中でルールを学び、試合での達成感、協調性の育成につながっている。部活の中でキャプテンなどの役割もあり、責任感や達成感の育成につながっている。また、須賀川吹奏楽団の訪問があり、楽器の指導を受け吹奏楽を学んでいる。外部の方を招く園内の行事で披露する機会があり、練習や演奏を通じて忍耐力や達成感など成長の機会となっている。今後、老人ホームなど外部で演奏する機会を持てれば、喜んでもらえたり、役に立ったりという経験は、自信に繋がると期待したい。		
A—２—（４）健康管理		
A⑭	A—２—（４）—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	①・b・c
<コメント> 毎朝起床時に検温、体調チェックを行っているほか、歯科及び内科は年３回、精神科は年１２回の嘱託医による検診を実施し健康管理を行っている。また、令和６年度から常勤配置となった看護師による手洗い講習（職員・こどもが受講）なども取り入れている。感染症マニュアルは整備され、こどもたちのインフルエンザ予防接種も実施している。服薬管理は寮職員が行い、夜勤者による二重チェックが習慣化されている。		
A⑮	A—２—（４）—② 身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	①・b・c
<コメント> 医療機関の受診の仕方については、こども用の手引きを整備し、資格確認証や診察券の使い方を学ぶ機会を設けている。日常の健康管理については寮職員が生活を共にする中で睡眠、食事、排泄などの状況を的確に把握し、歯磨き、髭剃り、爪切りなどの整容や洗濯機の使用についてこどもが自ら適切に行えるよう細やかに支援している。作業道具の安全な取り扱いについては前回の第三者評価結果を踏まえて作業指導要領を改正済み。		
A—２—（５）性に関する教育		
A⑯	A—２—（５）—① 性に関する教育の機会を設けている。	a・②・c
<コメント>		

性被害、性加害の問題を抱えるこどもの入所が増加傾向にあり、心理職を中心に認知行動療法などの個別プログラムによる支援・教育を行っているほか、職員会議の機会を利用して職員研修も実施している。今後は、これらの個別の取り組みに加えて、地域の産婦人科医や助産師、保健師を活用し、入所中のこども（及び職員）全員を対象に性教育の基本についての学習会を開催していく取り組みが望まれる。		
A—2—（6）行動上の問題に対する対応		
A⑰	A—2—（6）—① 施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・㉞・c
＜コメント＞ 新たにこどもを受け入れる際には、事前に学園長以下による入所検討会を開催し、入所するこどもの特性などを考慮した部屋割りを工夫している。問題となる事案は居室、トイレ、洗面所などの場所で就寝時間まもなくの時間帯に発生しやすいことを職員が共通理解した上で予防すべく目配りを徹底している。また、事案が発生した場合には「特別指導実施要領」に基づき迅速に対応し、実施した際には児童相談所担当児童福祉司に伝えとともに、保護者にも伝え状況を共有している。暴力やいじめについては「入園のしおり」や「寮生活のきまり」を用いてこどもたちに個別に伝えているが、他県の対応マニュアルなどを入手し更なる工夫の手がかりとすることが望まれる。		
A⑱	A—2—（6）—② こどもの行動上の問題に適切に対応している。	㉠・b・c
＜コメント＞ こどもの行動上の問題については、児童相談所からの事前情報を職員が共有した上で、各種園内会議における検討、児童相談所との自立支援検討会をはじめとした関係機関との検討の場を活用し、こどもの真のニーズを把握した上で、園内での生活が癒しの場となり大人との関係が心地よいと感じられることを目指している。なお、無断外出が発生した場合には「無断外出発生時の取扱要領」に基づき、地元警察署などとの緊密な連携により円滑な対応に努めている。また、⑰にある「特別指導実施要領」による支援を行う中で、必要時には再評価のため児童相談所一時保護所での一時保護なども活用できるよう、適時の情報共有を行っている。		
A—2—（7）心理的ケア		
A⑲	A—2—（7）—① 必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 今年度から男女各1名の心理職が配置となったことから、それぞれ同性を対象とした面接が可能となり、あわせて入園後にも児童相談所における評価に加えての心理検査を実施できるようになり、こどもたちの変化・成長をより詳細に把握できる体制となった。心理面接の内容等については、月1回の寮担当者会議に心理職が出席することで寮全体の支援にも効果的に反映できている。なお、心理職と寮職員に上下関係はなく、スーパービジョ		

ンというよりもコンサルテーションという形の役割・関係性となっている。 また、発達障がいを抱えるこどもが増加していることから、今年度は発達障がい者支援センターの医師を招いて職員研修会を実施した。		
A—2—（８）学校教育、学習支援等		
A⑳	A—2—（８）—① 施設と学校の緊密な連携のもとこどもに学校教育を保障している。	a・b・㉔
<コメント> 学校教育は導入されておらず、学校教育に準じた教育を園内で実施している。学期ごとに学校用と家庭用の連絡票を作成し、原籍校への情報提供を行うほか、原籍校教員が来園して進路相談を行うことで、退園時にスムーズな復学あるいは受験が行える工夫を続けている。そのほか、受験生は毎月実力テストを実施し、原籍校にその結果を送付し進路決定の参考としているほか、受験生に限り園内の部活動の時間に週３回火・土８０分２コマ、木８０分１コマの特別授業を行うことで、学力の補償に努めている工夫を行っている。 しかし、学校教育導入に向けて、主管課、県教育委員会、須賀川市教育委員会と勉強会や園内でワーキンググループを設け導入に向けた検討を長年しているが、いまだに導入に至っていない。他県の自立支援施設で導入が進んでおり、こどもの公教育を受ける権利を保障するためにも、早急に導入することが望まれる。		
A㉑	A—2—（８）—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 忘れ物や宿題の未提出防止については、登校前の時間割確認の習慣を取り入れている。受験生のための学習スペースの確保については建物の構造上制約があるが、全体の学習机以外に１人用の机を配置する工夫を行っている。すべてのこども達を対象に２０段階に細分化した国・数・英の進級テストを取り入れ、習得度に合わせた学習意欲の向上を図っているほか、年３回漢字検定を実施し、受験テキスト購入のための予算を確保している。 学習ボランティアや学習塾の活用が困難であることから、受験生向けに特別授業を設け、昨年度は４名の進学希望者のうち２名は県立高校全日制に合格、残る２名もそれぞれ県立通信制及び私立通信制に合格し進学につながるなど、こどもの希望に応じた学習支援を行っている。		
A㉒	A—2—（８）—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	㉑・b・c
<コメント> 学卒児、中３生で卒業後の就職を希望するこどもについては、農作業をはじめとした園内実習のほか、原付免許や危険物取扱者試験に向けた学習などにつなげている。その後の園外実習の受け入れ先については職員の知己やハローワークのインターン制度を利用し、コンビニエンスストアや美容室、食堂などを開拓している。		

A ㉓	A—2—(8)—④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉓・b・c
<コメント> 「高校名鑑」を購入し寮ごとに配置し、子どもたちが受験先を選択する際の手がかりとしている。高校受験の過去問題集も備えている。受験生がオープンスクールへの参加を希望する際には特別外出の形で行えるよう配慮している。 将来の就労を意識できるよう毎年ハローワーク職員による職業講話の機会を設け、エントリーシートの記入などについて経験する機会としている。		
A—2—(9) 親子関係の再構築支援等		
A ㉔	A—2—(9)—① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉓・b・c
<コメント> 自立支援計画に家族支援の計画を記載し、児童相談所との定期的な自立支援検討会において家庭との連携の進捗状況を共有し、更なる親子関係改善に向けた計画策定を行っている。家族支援の計画の枠組みについては「入園のしおり」に記載し、入園直後から面会、外出、一時帰宅といった退園に向けた達成課題を保護者に明示し共通理解に努めている。 「家庭訓練に関する実施要領」「宿泊面会実施要領」及び「特別家庭訓練に関する実施要領」に基づき段階的な交流、親子関係の再構築に繋げている。また、家族が抱える問題に関しては児童相談所と連携し、ペアレントトレーニングなどの家族支援プログラムを取り入れながら支援を行っている。		
A—2—(10) 通所による支援		
A ㉕	A—2—(10)—① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	評価外
<コメント> 通所措置による支援は実施しておらず評価外とする。		